

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B会社（以下「元請会社」という。）を元請とする軌道敷設工事現場に軌道工として従事していた。
- 2 請求人によると、月平均80時間程の時間外労働が続き、過大なノルマの強制もあったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「完全房室ブロック」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年〇月〇日、D病院において心臓ペースメーカー装着術が施行された。
- 3 本件は、請求人が監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

第4 争 点

本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 発症した疾病名について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、心電図の解析等から「完全房室ブロック」と述べ、F医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、疾患名は完全房室ブロックと診断し、房室ブロックは致死的不整脈に含まれていると述べている。当審査会としても、疾病の重症度から鑑みると両医師の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。本件疾病は、認定基準の対象疾病に当たることから、以下、認定基準に基づいて、検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発症時期について、請求人は、Gクリニックに受診した平成〇年〇月である旨主張しているため、検討すると以下のとおりである。

請求人は、以前から高血圧と糖尿病の治療のためGクリニックに通院しており、同月分の診療明細書には、高血圧と糖尿病の他に「期外収縮」の傷病名が追加されているものの、当該「期外収縮」に対して診療明細書を見る限り投薬や治療を行っていることは認められない。

請求人は、同年〇月〇日にGクリニックの紹介でH病院を受診しているが、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「房室ブロック」と診断し精査を行ったうえで、「心エコー検査では心肺機能は正常範囲、冠動脈CTでは有意狭窄は認めなかった。以上からペースメーカーの絶対適応ではなく経過観察とした。」、平成〇年〇月〇日に「症状ないため経過観察とした」と請求人に説明した。」旨を述べている。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にCクリニックを受診し、心電図検査において「完全房室ブロック」と診断されたこ

とから、ペースメーカーの装着が必要と診断され、D病院において、同年〇月〇日に装着術を行っていることが認められる。

- (4) 労災保険法において、保険給付の対象となるのは、療養、すなわち治療の必要性があるものに限られる。請求人が主張する平成〇年〇月の検査において「期外収縮」と診断されたものの、治療内容をみると、それまでの高血圧と糖尿病の投薬のみであり、治療法の変更は認められない。

したがって、当審査会としては、E医師が心電図検査の結果ペースメーカーの装着術を必要と診断した、平成〇年〇月〇日を発症した日とすることが妥当であると判断することから、平成〇年〇月に発症したとする請求人の主張は採用できない。

- (5) 請求人の発症前の過重負荷の有無を検討するに、決定書に説示するとおり、発症前6か月の間において、請求人が労働した事実が認められないことから、異常な出来事、短期間の過重負荷及び長期間の過重負荷のいずれも認めることができない。

したがって、当審査会としては、本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。